



JASDAQ

平成 26 年 2 月 18 日

各位

会社名 株式会社ネプロジャパン
代表者名 代表取締役社長 筒井 俊光
(JASDAQ・コード 9421)
問合せ先
役職・氏名 経営企画室長 野澤 創一
電話 03-6803-3976

訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

平成 26 年 2 月 14 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせいたしました訴訟（以下、本訴という。）に関して、平成 26 年 2 月 18 日、東京高等裁判所より、判決の言い渡しがあり、当社が勝訴いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京高等裁判所
- (2) 年月日 平成 26 年 2 月 18 日

2. 訴訟の内容及び判決に至るまでの経緯

平成 23 年 7 月 18 日、当時、当社の持分法適用会社で韓国取引所（KOSDAQ）の上場会社であった株式会社ネプロアイティ（現株式会社ビーツーアイジャパン）（以下、ネプロアイティ）が実施した小額公募増資において申込証拠金が不正出金される事故が発生しましたが、それに関連して、その増資に応じて払い込みをした 32 名（以下、原告（控訴人））が当社に対して東京地方裁判所に訴訟を提起したものであります。

訴訟は、原告（控訴人）が、平成 23 年 11 月 18 日に、ネプロアイティ代表取締役及び当社に対して申し立て、まず、ネプロアイティ代表取締役に対しては増資払込金のうち未返還となっている金額（約 39 億ウォン）を支払え、一方、当社に対しては、株式会社モバイル&ゲームスタジオ（以下、モバイル&ゲームスタジオ）株式の取得代金に係るネプロアイティへの貸付金との相殺を取り消せ、というものでした。モバイル&ゲームスタジオ株式取得に関しては、平成 23 年 9 月 9 日付「子会社の異動（株式取得）に関するお知らせ」をご参照ください。

平成 25 年 3 月 28 日、原告（控訴人）の上記の請求は東京地方裁判所において棄却されましたが、原告（控訴人）は、それを不服として、平成 25 年 4 月 10 日に東京高等裁判所に控訴しました。

平成 25 年 11 月 19 日、原告（控訴人）は、従来の上記の申し立ての予備的な請求の趣旨として、モバ

イル&ゲームスタジオ株式の売買契約を取り消して、その引き渡しを求める請求を追加する申し立てをしました。

平成 26 年 2 月 18 日、東京高等裁判所は、本訴について、原告（控訴人）による当社に対する請求（控訴）はいずれも棄却とする判決を言い渡しました。

3. 判決の内容

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 原告（控訴人）の予備的請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用はすべて原告（控訴人）の負担とする。

4. 今後の見通し

本判決によって、当社業績に与える影響はありませんが、原告（控訴人）による上告がなされた場合には、引き続き当社の主張が認められるよう対応してまいります。

今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上